

おおい税だより 2024年版 -確定申告特集号-

令和6年2月1日
[発行]大井町 税務課
[電話]0465-85-5008

所得税および個人の町民税・県民税(個人住民税)は、国会や地方議会で定められた税法や税条例にもとづき、一人ひとりの日々の暮らしを支える社会全般の福祉の増進や公共サービスなどに必要な財源を、個人所得に応じて負担を求めるものです。大井町では、正しい申告による正しい税負担の実現をめざし確定申告相談会を実施いたします。



令和6年 所得税・町県民税の確定申告相談会

◇確定申告相談会（中止や変更がある場合は、町ホームページでお知らせします）

月日	曜	会 場	時 間
2/14	水	役場3階会議室 ※税理士会による三税 申告相談	9:30~12:00 13:00~16:00 ※受付は15:00まで
2/15	木	※オンラインによる事前申込を受け付けます。 ▼LINE ▼WEB 	【申込サイトの操作方法 問い合わせ先】 050-1808-7285
2/16	金		
2/19	月		9:00~11:00
2/20	火		13:30~15:30
2/21	水		
2/22	木		
2/25	日	生涯学習センター 2階会議室	9:00~11:00 13:30~15:00
2/26	月	そうわ会館多目的室	9:00~11:00
2/27	火		13:30~15:00
2/28	水		
2/29	木		
3/1	金		
3/4	月	役場3階会議室	9:00~11:00
3/5	火		13:30~15:30
3/6	水		
3/7	木		
3/8	金		

◇提出のみの方

2/16（金）～3/14（木） 役場1階税務課 8:30～17:15

※申告相談の受付は、午前の部は8時30分から、午後の部は13時からです。
※確定申告相談会開始後1週間、週初めは特に混み合いますので、ご注意ください。
※申告の内容によって、税務署で申告・相談していただく場合があります。
※前年に営業・農業・不動産などの所得がある方は、収支内訳書の控えを持参してください。

申告に必要なもの

迅速かつ正確に申告が行えるように、申告に必要な書類は早めに整理しておきましょう。

所得を証明するもの

- 源泉徴収票や支払調書
- 給与や年金以外の方は、収支内訳書（収入金額、必要経費、所得控除額が分かるもの）

控除を証明するもの

- 生命保険料および地震保険料などの控除証明書
- 社会保険料控除証明書など
- 医療費控除を受ける場合は、医療費通知または明細書 ※P.4参照
- 住宅借入金等特別控除（2年目以降）を受ける方は年末残高証明書など必要書類
- 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳または障害者控除対象者認定証（扶養親族分も）

その他

- 筆記用具 ■スマートフォン
- 申告者のマイナンバーカードまたは通知カード
※P.2参照
- 扶養親族などの個人番号が分かるもの
- 所得税還付申告の方は、本人名義の口座番号などの控え
- 利用者識別番号等の通知（既に取得されている方）
- 税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがき
- 前年の確定申告書等の控え

次に該当する方は町の申告相談を受けられません
税務署などで申告・相談してください

- 土地・建物・株式などの譲渡所得がある方
- 青色申告・損失申告をする方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 事業所得などで収支内訳書が書き終わっていない方
- 退職所得のある方

令和6年度（令和5年分）の所得税・町県民税の申告についてのお願い

例年、税務署や役場で行う所得税・町県民税の確定申告相談会は、大変混雑します。今年も申告相談会を行いますが、電子送信や郵送による申告などのご協力ををお願いいたします。

◆所得税の確定申告

パソコン、タブレット、スマートフォンを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。作成した申告書は、e-Taxの「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」を利用して電子送信できます。なお、印刷して郵送で提出することも可能です。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

〈送付先〉〒250-8511 小田原市荻窪440番地 小田原税務署 宛



▲令和5年分
確定申告特集

◆町県民税の申告

町県民税申告書は、郵送でも提出することができます。必要事項を記入し、必要書類を添付してご提出ください。また、収入がない方、または収入が年金もしくは給与でお手元に源泉徴収票がある方については、電子申告も受け付けております。（マイナンバーカードによる認証が必要です。）詳しくはホームページをご覧ください。

〈送付先〉〒258-8501 足柄上郡大井町金子1995番地 大井町役場税務課 宛



▲令和6年度
町県民税申告

町の申告相談会場でのお願い

- ◆申告相談会場では、感染症拡大防止のため、職員のマスク着用、手指の消毒、会場の換気を行います。また、熱・咳などの症状のある場合や体調のすぐれない場合には、来場を控えていただくようお願いいたします。
- ◆会場の混雑状況によって、15時30分（休日相談会およびそうわ会館は15時）前でも受付を締め切る場合があります。
- ◆確定申告書、町県民税申告書が完成しており、提出のみの方は税務課の窓口でご提出いただけます。
- ◆医療費控除の申告をされる方は、医療費通知をご用意いただくか、必ず事前に明細書を作成しておいてください。明細書ができていない場合、申告相談を受けられません。（詳しくは、P.4をご確認ください。）

確定申告書および町県民税申告書のマイナンバーの取扱いについて

◆町に確定申告書を提出する場合、マイナンバー（通知）カードの提示が必要です

大井町役場申告相談会または税務課窓口に提出する確定申告書は、小田原税務署と大井町との間で「確定申告期における国税関係書類に係る特定個人情報の取扱いに関する合意書」を取り交わしているため、マイナンバーの写しの添付が不要となっております。町の相談会や窓口で申告書を提出される際は、町職員が本人確認を行いますので、ご理解とご協力ををお願いします。

また、申告書に記載する被扶養者などのマイナンバーについては、申告者に確認義務が生じます。大井町役場申告相談会で申告書を作成される場合は、被扶養者のマイナンバーが分かるメモ等をお持ちください。

◆本人確認方法は次のとおりです。

マイナンバーカードがあれば、1枚で本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の番号確認書類と身元確認書類の提示をお願いします。

番号確認書類 通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

身元確認書類 運転免許証、パスポート、公的医療の被保険者証、身体障害者手帳など

町の申告相談会場での電子申告推進について

町では、作成した確定申告書を紙に印刷して提出するのではなく、e-Taxへのデータによる引継ぎを実施しています。ご利用いただくには、「利用者識別番号」を取得していただく必要がありますので、番号をお持ちでない方は、申告相談の前に、ご自身のスマホで「利用者識別番号」を取得していただきます。（スマホをお持ちでない方は会場の「利用者識別番号」取得コーナーをご利用ください。）また、あらかじめ国税庁のホームページで「利用者識別番号」を取得していただきますと、申告がスムーズにできますので、ご協力ををお願いします。

※「利用者識別番号」を取得する方は、英小文字と数字を含む8桁以上の暗証番号をご用意ください。

※既に「利用者識別番号」を取得している方は、「利用者識別番号等の通知」（e-Taxのための利用者識別番号を取得している方のみ）または税務署から送付される「確定申告のお知らせ」はがきなどをお持ちください。

年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要です。ただし、還付を受ける場合、申告書を提出する必要があります。また、次のときは所得税または町県民税の申告が必要です。

◇ご注意ください

上記で確定申告の提出が不要になった方で「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など）以外の適用を受けるとき

※町県民税の申告をしないと、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除は反映されません。

ふるさと納税のワンストップ特例について

令和5年中にふるさと納税を行った場合、令和6年度町県民税の税額の一部が控除されます。控除を受けるには、通常、確定申告が必要ですが、寄附先の自治体に特例申請を行うことにより、確定申告を要せずに所得税の控除額と町県民税の控除額を合わせた額が、令和6年度町県民税の税額から控除されます。

ただし、この特例を受けるためには以下の条件を満たす必要がありますのでご注意ください。

①確定申告をする必要がない給与所得者

※「ふるさと納税のワンストップ特例」の申請をした方であっても、医療費控除や扶養者の変更・追加などで確定申告をする場合は、ふるさと納税した全ての金額を寄附金控除として申告する必要があります。

②ふるさと納税をした自治体の数が5つ以下

※ふるさと納税した自治体の数が6つ以上の場合には確定申告が必要となります。

※同じ自治体に複数回寄附しても1つとして数えます。

なお、ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が確定申告書を提出した場合は、ワンストップ特例の適用がなくなります。そのため確定申告書を提出する場合は、ワンストップ特例を申請した寄付金も申告する必要があるのでご注意下さい。

確定申告での注意事項について

◆確定申告書第二表の「住民税に関する事項」欄は、町県民税（住民税）の算定に必要な内容ですので、該当する項目がある方は漏れなく記入してください。記入がない場合、町県民税の課税計算に適用できませんので、ご注意ください。

※配当や株式譲渡所得のある方、寄附をした方（ふるさと納税を含む）、配偶者・扶養親族に退職所得がある方などは、特に記入漏れにご注意ください。

※給与・公的年金以外の所得に係る町県民税の徴収方法を選択する方で、給与以外の所得の合計がマイナスになる場合等、併徴（「給与からの天引き（特別徴収）」と「自分で納付（普通徴収）」の両方で納める方法）することができない場合がありますので、ご了承ください。

◆所得金額調整控除の対象となる方は漏れなく記入してください。所得税の確定申告書および町県民税申告書には、それぞれ所得金額調整控除について記入する箇所があります。記入がない場合、控除を受けられなくなりますので、該当する方はご注意ください。

◆令和6年度（令和5年分）の申告より、上場株式等に係る配当所得および譲渡所得について、所得税と町県民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。（下記参照）

令和6年度（令和5年分）の町県民税から適用される主な改正

上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等に係る課税方式の統一

上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等については、所得税と町県民税で異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度（令和5年分）の申告より課税方式を所得税と町県民税とで一致させる改正がなされました。この改正により、所得税で申告不要を選択した場合は町県民税でも申告不要となり、所得税で総合（分離）課税で確定申告を行った場合は町県民税でも総合（分離）課税で申告したこととなり、所得税と町県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

医療費控除について

◆医療費控除は明細書の添付が必要です。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書（内訳書）」の添付が必要となりました。事前に作成しておきましょう。（令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付によることもできます。）

◇ご注意ください

令和2年分の申告から、領収書の添付されている申告書はご提出いただけません。**必ず明細書または医療費通知を添付してください。**

- ・医療を受けた人
- ・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

「医療費控除の明細書」・「医療費集計フォーム」は国税庁ホームページからダウンロードできます。

※医療費の領収書は、申告者本人が自宅で5年間保存する必要があります。（税務署・市町村から求められた時は提示または提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた、医療費通知^{注1}を添付すると、明細の記載を省略できます。

医療費通知とは、保険者（健康保険組合、市町村国保等）が発行する「医療費のお知らせ」など、次の6項目が記載されたものです。（①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）

注1 医療保険者が発行する医療費通知について、様式が統一されていないため、医療費の総額（10割）のみの記載のものや自己負担額が記載されていないものは無効となります。

◇ご注意ください

セルフメディケーション税制^{注2}は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となるため、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするか、申告者ご自身で選択することになります。なお、一度選択いただくと更正の請求や修正申告において、変更することはできません。

注2 セルフメディケーション税制とは

健康の維持増進および疾病的予防への取組みとして、一定の取組みを行う個人が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品を購入した際に、年間12,000円を超えた分の金額について所得控除を受けられるものです。上限は88,000円となります。

◆医療費通知について～国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方～

令和5年1月診療分～令和5年12月診療分の医療費通知は、次の予定で発送します。

【通知発送予定】	国民健康保険 ※世帯主に送付します。	令和5年1月診療分～令和5年11月診療分	2月上旬
		令和5年12月診療分	3月上旬

後期高齢者医療保険 ※加入者（個人）ごとに 送付します。	令和5年1月診療分～令和5年11月診療分	2月中旬
	令和5年12月診療分	3月中旬

◇ご注意ください

保険診療の仕組み上、医療機関受診後の情報を大井町で確認できるのは、最短でも診療月の翌々月となります。12月診療分データ処理は2月から開始しますので、確定申告開始日に確実に間に合うように通知を送付することができません。あらかじめご了承ください。

小田原税務署からのお知らせ

小田原税務署の申告書作成会場は、令和6年2月16日（金）から開設します。

会場では、原則、ご自身のスマホを使用して申告書を作成していただきます。

- 開設期間 令和6年2月16日（金）～3月15日（金） ※土、日、祝日及び振替休日を除きます。
ただし、2月25日（日）は開設します。

- 受付時間 8時30分～16時まで
(注) 混雑状況により受付を早めに締め切る場合
があります。

- 相談時間 9時～17時まで

◆ご確認ください

①申告書作成会場においては、混雑回避のために「入場整理券」をお配りします。入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。ぜひ、LINEによる事前発行をご利用ください。

なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来署をお願いすることもあります。

②3月中は大変混雑し、入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、
できるだけ2月中旬のご来署をお願いします。

③体調のすぐれない方はご来署を控えていただくようお願いいたします。

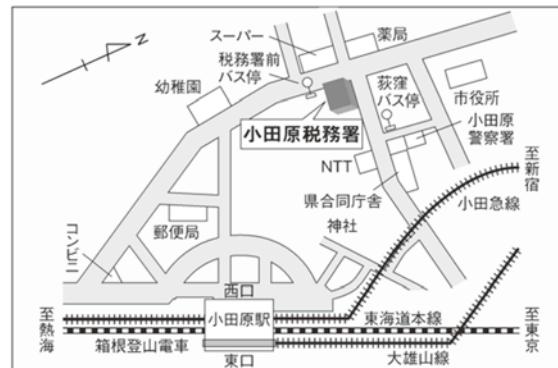
④税務署の駐車場には限りがありますので、ご来署の際は公共交通機関をご利用ください。

⑤税務署の申告書作成会場で青色申告決算書を作成した場合は、65万円の青色申告特別控除は適用できません。

【問い合わせ先】小田原税務署 電話 0465-35-4511（代表）



▲LINEによる
事前発行はこちら



(公社)小田原青色申告会からのお知らせ

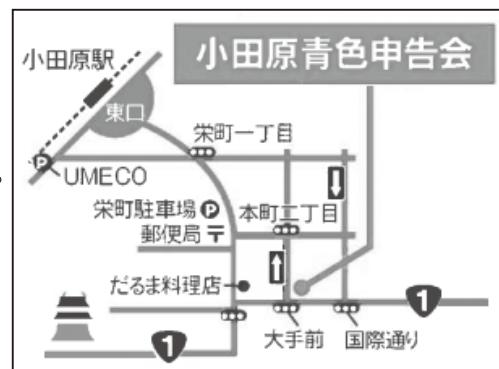
(公社)小田原青色申告会の申告書作成会場は、令和6年2月1日（木）から開設します。

- 開設期間 令和6年2月1日（木）～3月15日（金）
※土、日（2月4日・11日）、祝日及び振替休日を除きます。

- 受付時間 9時15分～16時5分

- 会場申込 専用サイトからの「来場時間帯の事前申込が必須」となります。
※詳細は、(公社)小田原青色申告会のウェブサイトをご確認ください。<https://www.aoiro-odawara.com/>

- その他 年金・給与所得のみの未会員の方につきましては、
1名様につき3千円（税込）の会場利用料が必要となります。



【問い合わせ先】(公社)小田原青色申告会 電話 0465-24-2611（代表）

申告期限は令和6年3月15日（金）です。
裏面の「あなたの申告相談必要度チェック」もご確認ください。



あなたの申告相談必要度をチェックします

スタート

